

(別記様式第1号)

| | |
|--------|----------------|
| 計画作成年度 | 令和4年度 |
| 計画主体 | 大町町(代表) 江北町 |

杵島地区鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大町町 農林建設課 農政係
所在地 佐賀県
電話番号 0952-82-3151
FAX番号 0952-82-3117
メールアドレス nourinkensetsu@town.omachi.saga.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ、サル、シカ、タヌキ、アライグマ、アナグマ、スズメ、カラス、カモ、ヒヨドリ、ドバト |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 大町町、江北町 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | | |
|-------|-------------|------|---------|---------|
| | 品 目 | 被害数値 | | |
| | | 町 名 | 被害金額 | 被害面積 |
| イノシシ | 水稻、豆類 果樹 | 大町町 | 34.3万円 | 0.33ha |
| | | 江北町 | 173.6万円 | 1.26ha |
| | | 小 計 | 207.9万円 | 1.59ha |
| アナグマ | 野菜 | 大町町 | 0万円 | 0ha |
| | | 江北町 | 0.5万円 | 0.002ha |
| | | 小 計 | 0.5万円 | 0.002ha |
| カラス | 果樹 | 大町町 | 15.2万円 | 0.04ha |
| | | 江北町 | 0万円 | 0ha |
| | | 小 計 | 15.2万円 | 0.04ha |
| カモ | 麦類、野菜 | 大町町 | 0万円 | 0ha |
| | | 江北町 | 18.9万円 | 0.24ha |
| | | 小 計 | 18.9万円 | 0.24ha |
| ヒヨドリ | 野菜 | 大町町 | 0万円 | 0ha |
| | | 江北町 | 2万円 | 0.02ha |
| | | 小 計 | 2万円 | 0.02ha |
| ネズミ | 野菜 | 大町町 | 0万円 | 0ha |
| | | 江北町 | 22万円 | 0.01ha |
| | | 小 計 | 22万円 | 0.01ha |
| 合 計 | | | 266.5万円 | 1.902ha |

(2) 被害の傾向

| |
|---|
| <p>・イノシシ 中山間地域での水稻の踏み荒らし、食害、畦畔や法面の掘り起こしによる水路や道路への土砂流出被害が発生している。 また、住宅地付近での目撃情報が増加し、農地以外の掘り起こし、車両との衝突事故や人的被害の発生が懸念される。</p> <p>・アナグマ・アライグマ 農地に限らず住宅地周辺でも出没している。農作物被害の他に住宅敷地内への侵入、穴掘りなどの生活被害もあり生息域は拡大している。</p> <p>・カラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ 被害額として計上されていないものもあるが、鳥類による被害は町内全域にわたり被害を受けている。カラス、ドバトについては、大豆・麦の播種直後の被害、スズメについては、水稻収穫期の被害が見られる。また、ヒヨドリによる果樹の被害も見られる。</p> <p>・カモ 六角川水系で、麦の食害が発生している。 年々数が増えてきているため、被害の範囲や規模も大きくなっている。</p> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|------|-----|------------|------------|
| 被害金額 | 大町町 | 49.5万円 | 44.6万円 |
| | 江北町 | 216.9万円 | 175.5万円 |
| | 合計 | 266.4万円 | 220.1万円 |
| 被害面積 | 大町町 | 0.37ha | 0.33ha |
| | 江北町 | 1.522ha | 1.37ha |
| | 合計 | 1.892ha | 1.70ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>年間を通して有害鳥獣捕獲計画に基づき、個体数削減を目的に、地元猟友会による捕獲を行っている。</p> <p>捕獲については、導入した箱わなを猟友会員へ貸与し捕獲実績の向上を図っている。</p> | <p>捕獲従事者の高齢化が顕著であり、担い手の確保が必要である。</p> <p>また、集落と連携した捕獲体制を構築し、集落全体での被害防止意識の向上と被害個体を確実に捕獲するための捕獲技術習得が課題である。</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| 防護柵の設置等に関する取組 | 町内に農地を所有する農業者への鳥獣被害防止柵等の資材購入費の補助を行っている。 | 整備事業で設置したワイヤーメッシュは、集落住民の減少や高齢化により定期的な点検・管理行えず、個々に対応している事例が散見される。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 鳥獣の移動経路や潜み場となるヤブ、雑木林、耕作放棄地等を整備する鳥獣緩衝帯整備費用の補助を行っている。 | 緩衝帯整備事業を活用する集落が少ないため、人里に鳥獣を寄せ付けない環境づくりについての事業効果等の周知を行う必要がある。 |

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲と侵入防止両面での被害防止対策を推進する。 ・ 捕獲機（箱わな）の設置場所や稼働状況を把握し適切な管理を行う。 ・ 古くなった捕獲機（箱わな）の更新を行う。 ・ 新規狩猟者の確保・育成を行う。 ・ 被害地域に対し効率的な侵入防止柵の整備を行う。 ・ 鳥獣被害防止の研修会を開催する。 ・ 狩猟者をリーダーに町民と地域ぐるみの捕獲体制を整える。 ・ 町職員をハンターとして養成する。 ・ 農作物残渣、放任果樹、市街地における生ごみの放置等、無意識の餌付けとなる行為の周知・認識醸成を行う。 ・ センサーカメラによる被害状況の把握、被害状況の周知や地図化を行う。 |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|---|
| <p>佐賀県猟友会大町支部・白石支部（江北町駐在）への委託による捕獲駆除を実施する。</p> <p>捕獲技術を習得した町職員による捕獲駆除を実施する。</p> |
|---|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------|-------------|---|
| 令和5年度 ～令和7年度 | イノシシ等 鳥類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会活動への支援 ・ わな等の購入 ・ 捕獲活動に必要な機材の導入 ・ 狩猟免許取得に対する支援 ・ 技術向上を図る講習会を行う ・ 法令順守のための研修会を行う |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 佐賀県農業協同組合と協議し、農作物の被害状況や農業者の要望を考慮し、生態系に影響を与えない範囲で設定する。 |

| 対象鳥獣 | | 捕獲計画数等 | | |
|-------|-----|--------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 大町町 | 100頭 | 100頭 | 100頭 |
| | 江北町 | 250頭 | 250頭 | 250頭 |
| | 合 計 | 350頭 | 350頭 | 350頭 |
| サル | 大町町 | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| | 江北町 | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| | 合 計 | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| シカ | 大町町 | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| | 江北町 | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| | 合 計 | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| タヌキ | 大町町 | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| | 江北町 | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| | 合 計 | 40頭 | 40頭 | 40頭 |
| アライグマ | 大町町 | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| | 江北町 | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| | 合 計 | 40頭 | 40頭 | 40頭 |
| アナグマ | 大町町 | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| | 江北町 | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| | 合 計 | 40頭 | 40頭 | 40頭 |
| スズメ | 大町町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| | 江北町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| | 合 計 | 40羽 | 40羽 | 40羽 |
| カラス | 大町町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| | 江北町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| | 合 計 | 40羽 | 40羽 | 40羽 |
| カモ | 大町町 | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| | 江北町 | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| | 合 計 | 100羽 | 100羽 | 100羽 |
| ドバト | 大町町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |

| | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|
| | 江北町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| | 合計 | 40羽 | 40羽 | 40羽 |
| ヒヨドリ | 大町町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| | 江北町 | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| | 合計 | 40羽 | 40羽 | 40羽 |

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、サル、シカ 実施隊及び猟友会によるわな捕獲及び銃器捕獲を実施する。 ・タヌキ、アライグマ、アナグマ 実施隊及び猟友会によるわな捕獲を実施する。 農業者や地域住民の要望に応じて小型獣用箱わなを貸し出し、捕獲する。 ・鳥類 猟友会による銃器捕獲を実施する。 |

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| なし |

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 捕獲許可権限移譲済み | |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

(大町町、江北町)

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

(大町町、江北町)

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

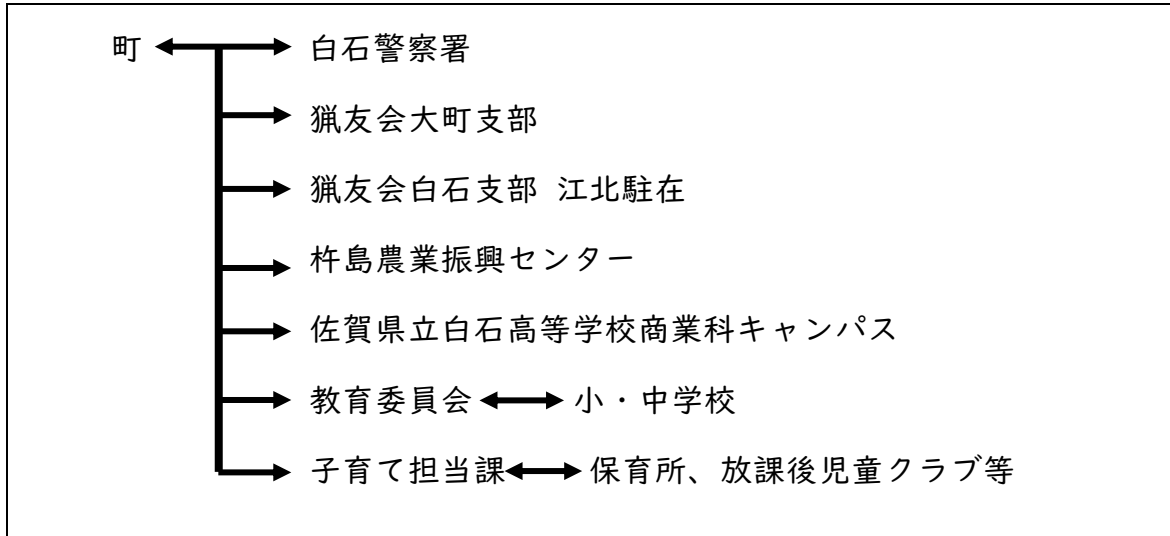
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------------|-----------------|---|
| 令和5年度～ 7年度 | イノシシ その他の鳥獣類 | <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備に係る費用を補助 ・被害防止対策の検討・普及 ・被害防止に関する研修会 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------------------------------|---|
| 杵島農業振興センター | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・指導助言 ・協力 |
| 白石警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保 ・注意喚起のためのパトロール ・緊急時の措置判断 ・交通整理 ・捕獲対応 |
| 大町町 農林建設課 江北町 地域振興課 | <ul style="list-style-type: none"> ・現場確認 ・注意喚起のためのパトロール ・地域住民等への注意喚起 ・児童生徒の安全確保 (教育委員会へ情報提供) ・住民の安全確保 ・猟友会への連絡 ・捕獲対応 |
| 佐賀県猟友会大町支部 佐賀県猟友会白石支部 (江北町在住者) | <ul style="list-style-type: none"> ・町からの要請により捕獲の実施 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲現場で埋設処分を行う。
- ・ 近隣の町と連携し、処理施設について共同で設置することができないか検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 食品 | 散弾を被弾した鳥獣は、食品や飼料等の利用に適しないため、焼却処分する。 |
| ペットフード | |
| 皮革 | |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等） | |

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 協議会の名称 | 杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 大町町農林建設課 | 協議会に関する連絡、調整 被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 |
| 江北町地域振興課 | 協議会に関する連絡、調整 被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 |
| 杵島農業振興センター | 被害防止対策に関する技術的な助言 |
| 佐賀県農業共済組合 杵島支所 | 被害状況の把握、被害防止 |
| 佐賀県猟友会大町支部 | 有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施 |
| 佐賀県猟友会白石支部 (江北町在住者) | 有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施 |
| 佐賀県農業協同組合 みどり地区杵島支所 | 協議会に関する連絡調整、被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 |

(2) 関係機関に関する事項

| | |
|---------------|------------------|
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 佐賀県生産者支援課 | 生息状況等に関する情報提供 |
| 佐賀県農業技術防除センター | 被害防止対策に関する技術的な助言 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| | |
|--|--|
| 大町町鳥獣被害対策実施隊 | 江北町鳥獣被害対策実施隊 |
| (所掌業務) (1)被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等(以下、「対象鳥獣の捕獲等」という。)に関する事 (2)被害防止のための設置済み防護柵の適正管理についての助言に関する事 (3)被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査に関する事 (4)前3号に掲げるもののほか、鳥獣被害防止計画及び対策に関する事 (隊員) | (所掌業務) (1)被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等(以下、「対象鳥獣の捕獲等」という。)に関する事 (2)被害防止のための設置済み防護柵の適正管理についての助言に関する事 (3)被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査に関する事 (4)前3号に掲げるもののほか、鳥獣被害防止計画及び対策に関する事 (隊員) |

| | |
|---|---|
| <p>実施隊の隊員は、農林建設課の職員及び次項により町長が委嘱するものとする。</p> <p>2 町長が委嘱する者とは、次の各号の要件をすべて満たし、被害防止計画の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者。</p> <p>(1)銃猟については過去3年間に連続し、わな猟については当該年度及び前年度において狩猟者登録を行っていること</p> <p>(2)銃猟免許及びわな猟免許を所持していること</p> <p>(3)過去3年間に町内での有害鳥獣の捕獲実績があること (隊長及び副隊長)</p> <p>実施隊の隊長を農林建設課長、副隊長を農林建設課副課長とする。</p> | <p>実施隊の隊員は、地域振興課の職員及び次項により町長が委嘱するものとする。</p> <p>2 町長が委嘱する者とは、次の各号の要件をすべて満たし、被害防止計画の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者。</p> <p>(1)銃猟については過去3年間に連続し、わな猟については当該年度及び前年度において狩猟者登録を行っていること</p> <p>(2)銃猟免許及びわな猟免許を所持していること</p> <p>(3)過去3年間に町内での有害鳥獣の捕獲実績があること (隊長及び副隊長)</p> <p>実施隊の隊長を地域振興課長、副隊長を地域振興課長代理とする。</p> |
|---|---|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県が開催する鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した町、農業協同組合等の職員による鳥獣被害対策チームを設置し、集落座談会等を利用して被害防止対策の啓発などを行い、集落が一体となった被害防止対策の取組みを推進する。

捕獲班について、江北町の5地区で取組まれている捕獲班の体制を維持し、新たに大町町の不動寺地区での設置を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害にかかる情報を関係機関と共有し、有効な取組みを推進する。